平成26年2月26日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

! 集告示 ········ 1
事日程
席議員
. 席議員
:明のための出席者
 務のため出席した事務職員
会・開議
事日程について
議録署名議員の指名
·期の決定 ····································
á 報告 ····································
·理者提出議案の報告
⁻ 理者の挨拶
-般質問
案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決25
案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決
案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決4 9
会

秩広組告示第1号

平成26年第1回(2月)秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月19日

秩父広域市町村圏組合 管理者 久 喜 邦 康

- 1. 期 日 平成26年2月26日(水)午前10時
- 2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成26年2月26日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成26年2月26日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 1号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 2号 秩父消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 第 8 議案第 3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第 5号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回)
- 第11 議案第 6号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第12 議案第 7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

(開会 午前9時58分)

出席議員(16名)

	1番	新	井	重-	一郎	議員		2番	髙	野		宏	議員
	3番	金	田	安	生	議員		4番	落	合	芳	樹	議員
	5番	江	田	治	雄	議員		6番	出	浦	章	恵	議員
	7番	福	井	貴	代	議員		8番	木	村	隆	彦	議員
	9番	富	田	能	成	議員	1	0番	若	林	スミ	ミ子	議員
1	1番	大	野	喜	明	議員	1	2番	四力	5田		実	議員
1	3番	齊	藤		實	議員	1	4番	新	井	利	朗	議員
1	5番	黒	澤	光	司	議員	1	6番	小	菅	髙	信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久	喜	邦	康	管 理 者
加	藤	嘉	郎	副管理者
石才	万	道	也	理 事
大	澤	タキ	- 江	理 事
福	島	弘	文	理 事
木	村	健	_	監査委員
森		真 カ	京郎	事務局長
若	林	利	忠	消防長
大	谷	幾	勇	会 計 管 理 者
飯	島	起	也	参 事 兼 業務課長
村	田	康	行	消防本部 次 長
保	泉		晃	消防署長
阿	保		登	専門員兼 管 理 幹
梅	澤		茂	専門員兼 管 理 幹
荒	船	和	夫	専門員兼 管 理 幹
富	田	豊	彦	管理課長

福祉保健 課 長 兼 会計課長 夫 平 沼 邦 クリーン センター 所 長 博 澤 好 野 環境衛生センター 長 今 井 祐 泉 裕 男 総務課長 小 坂 本 哲 男 予防課長 赤 岩 和 彦 警防課長 吉 明 指令課長 畄 康

職務のため出席した事務職員

 富
 田
 豊
 彦
 書
 記

 千
 嶋
 浩
 書
 記

午前9時58分 開会

○開会・開議

議長(落合芳樹議員) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長(落合芳樹議員) 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長(落合芳樹議員) まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

5番 江田治雄議員

6番 出浦章恵議員

7番 福井貴代議員

以上3名の方にお願いいたします。

○会期の決定

議長(落合芳樹議員) 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長(落合芳樹議員) 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告がありましたので、 お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

(木村健一監査委員登壇)

木村健一監査委員 おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の 結果につきましてご報告いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成25年10月から12月までのそれぞれの月末現在における出納検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成25年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は6億4,424万6,423円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長(落合芳樹議員) 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長(落合芳樹議員) 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(千嶋 浩書記登壇)

千嶋 浩書記 …… (朗読) ……

秩広管発第503号

平成26年2月26日

秩父広域市町村圏組合議会

議長落合芳樹様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第1号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例の一部を改正する条例

議案第2号 秩父消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例

議案第3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第4号 工事請負契約の締結について

議案第5号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回)

議案第6号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算

議案第7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

議長(落合芳樹議員) ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了 承願います。

○管理者の挨拶

議長(**落合芳樹議員**) この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 議員の皆様、おはようございます。落合議長様のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶を申し上げます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

2月14日から15日にかけて降った雪は、秩父で1926年の観測開始以来史上最多の98センチの積雪を記録したとの報道がありました。1928年、これ昭和3年になりますけれども、この2月に58センチの記録が残っていたようですが、今回のこの雪はこれを大きく超えるものとなりました。2週続けて週末に大雪に見舞われまして、今回の降雪では道路の通行どめによる集落の孤立や車両が動けなくなったことによる救援要請、雪の重みによる建物倒壊、これもここへ来る前に大きな工場の屋根が無残にも倒壊している姿、大変気の毒に思いました。そして、さらには降った雪による建物の倒壊、これによって工場から出火があったと、積雪が多かったために消火活動に時間がかかってしまったということもございました。被災されたました方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、できる限りの支援、これは市、町とともに、そして広域組合としてできる限りのこと、これの配慮を考えております。

なお、この本組合の内容ですけれども、倒壊した家庭のカーポートや農業用ビニールハウス等、これも主として秩父市のほうだけですけれども、見させてもらった中で無残にもたくさんのビニールハウスが倒壊している現状を見たときに、広域としてできること、これをまず真っ先に指示をいたしまして、これは倒壊したビニールハウスを広域のほうに持ち込む際には簡便な手続により無料で受け入れられるようにしてございます。

組合の業務への影響でございますが、15日から21日までごみの収集、これを中止せざるを得なかったということで、その後市また町の除雪も徐々に進んできて、22日から収集を開始させていただきました。ただ、収集車が入れないところ等々は軽自動車を借りまして、そこでごみを収集して、パッカー車に搬送し、そして広域のほうに持っていったと。今のところの報告を受けての範囲とし

ては、ごみの収集も時間が大変かかっておりますが、順調に収集できているというふうに報告を受けており、私としてもほっとしておるところでございます。

また、広域の業務としては、2つ目として火葬場のことですけれども、降雪により滞りのないように業務をしましたが、施主様のご都合により大雪のために葬儀等々、いろいろなものを延期しているうしゃる方もたくさんいらっしゃったというふうに聞いております。

消防の対応、これが3つ目になりますけれども、15日の土曜日に消防職員全員を招集して、特別非常配備態勢、これをしきました。ただ、除雪をしながらの災害出動対応を行ってきたところですが、車両で対応が困難な地域がありまして、これは市、町、埼玉県また防災航空隊等との調整を行い、対応をしてきたところでございます。私も市役所の5階から、ちょうど土曜日、雪が降りやんできたところを見て、救急車が、除雪がまだ不十分なところをこう乗りながら必死になって急病を救助している姿を見たときに、消防職員も本当に大変なご努力をされたなというふうに思いますし、そしてまた急病になられた方も救急車搬送を願っていたと、こういうふうに思いました。悲惨な状況であったなというふうに改めて思います。

これほどの降雪ということになりますと、秩父地域全体の住民の皆様にご不便をおかけしてしまいましたことになりました。一日でも早い復旧が今後もできるよう、関係機関の協力のもと、進めておりますので、広域議員各位の皆様におかれましてもそれぞれの地域、それぞれの市や町の方々にご理解賜りますようよろしくお伝えいただきたいというふうに心からお願いを申し上げます。

さて、今まで雪でございましたが、新火葬場基本設計でございますが、1月23日に開催させていただきました議会全員協議会におきまして、昨年11月20日の議会の全員協議会以降の設計案の協議経過及び理事会としての最終案を事務局から説明をさせていただきました。理事会としての最終案をお示しするということで、私のほうからお話しすべきところでございましたが、日程の都合、調整がつかずに事務局からの説明となってしまいました。まずはおわびしたいというふうに思いますし、その日程もそうですけれども、いろいろ広域議員の皆様に二転三転したようなことになりまして、それは私が采配するところの中でいろいろ調整等々できなかったということ、これは二転三転させていただきましたことに対しましても管理者としておわびを申し上げます。

1月23日に説明させていただきました最終案ですが、昨年11月20日にお示ししました案を再修正したものとなっております。11月20日の全員協議会でお示ししました修正案が事務局でコスト面での検討、利用者の使い勝手の面の検討などが十分できないまま、理事者間での協議となり、この協議の時間も十分とれないというような状況でございました。この案につきましては、議員の皆様のご意見を拝聴する中で、理事者間でさらに設計案の協議をして、慎重にその内容を詰める必要があるのではないかとのご意見が出されましたので、緊急に理事会を開きまして、改めて総事業費、23億円、そして28年度中の完成を理事者間で確認をした上で設計案の集約を行いました。それが1月23日の全員協議会で説明させていただいたものでございます。

さらに、全員協議会翌日の1月24日に落合議長様、大野副議長様から議会としてこの案を了承いただけるというお話をいただきました。改めて御礼を申し上げますとともに重ねて申し上げますが、私を含めて、執行部側の不手際で混乱を招くようになった事態になりましたことを心からおわびを申し上げます。

なお、基本設計概要版がまとまりましたので、本日の議会終了後の全員協議会におきまして、秩 父クリーンセンターの基幹的設備改良工事の進捗状況と合わせまして、新火葬場の最終案を説明さ せていただくことになりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。本日執行部でご提案いたします議案でございますが、議案第1号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、障害者総合支援法の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第2号 秩父消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例ですが、消防組織法の 改正に伴い、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を条例 で定めることとされておりますことから、新たに条例を定めるものでございます。

議案第3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

議案第4号は、工事請負契約の締結についてでございます。消防署西分署庁舎建設工事の請負契約の締結がその内容です。制限付き一般競争入札の結果、契約を締結したいものでございます。

議案第5号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回)でございますが、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事に係る国庫補助金が申請額で交付いただけると、そのまま申請したものがいただけるということになりましたので、国庫補助の増額に伴う改良工事に係る財源補正と新火葬場建設事業に係る市営馬場の移転補償費の額が秩父市と組合の間で整ったことから、これらの事業費等所要の補正を行いたいものでございます。

議案第6号は、平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、当初予算の内容でございます。 平成26年度では、新火葬場建設、秩父クリーンセンター基幹的改良工事、消防救急デジタル無線整備事業、消防分署統廃合事業、これが広域の4大事業と位置づけておりまして、昨年度に引き続いて重点的な予算配分を行いました。この結果、予算総額40億6,787万1,000円、前年度予算額に対しまして、8億9,695万1,000円の減額となり、率にしますと18.07%減としたところでございます。

予算額に占める先ほどお話ししました4大事業、繰り返して申し上げますと、火葬場とクリーンセンターと消防デジタルと分署統廃合、これが4大事業ですが、この4つの4大事業の予算額は12億3,865万6,000円、この4大事業の割合は30.45%となってございます。4大事業のうち秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、消防救急デジタル無線整備事業、消防分署統廃合事業は平成26年度に事業が完了する予定でございますので、今後4大事業に係る予算額はさらに減少していくこと

となります。以上が当初予算の内容です。

次、議案第7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましては、同組合に加入する団体 の名称変更に伴い、同組合規約の変更をすることについての協議をするものでございます。

以上が提出議案、7議案の概要でございましたが、詳細につきましてはこれから一般質問の後、 各担当者がご説明申し上げますので、十分ご審議の上、全部ご可決いただきますように心からお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、まだ雪の対策等々、それぞれお忙しいかというふうに思います。また、3月議会が控えておりまして、何かとお忙しいところではございますが、健康には十分ご留意いただき、インフルエンザが今はやっておりますので、十分にご留意いただき、ご健勝とご活躍いただきますよう、ご祈念申し上げまして、管理者としての挨拶とさせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

○一般質問

議長(落合芳樹議員) これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに 対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

(「議長、配付してないよ」「一般質問の一覧表が……」と言う

人あり)

議長(落合芳樹議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

議長(落合芳樹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、発言を許します。

6番、出浦章恵議員。

(6番 出浦章恵議員登壇)

6番(出浦章恵議員) 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。

発言の前に今回の記録的な大雪により孤立生活を余儀なくされた方々を初めといたしまして、被害に遭われた多くの方々にはお見舞いを申し上げます。

また、それぞれの対策本部で指揮を振るわれた方々、そこで働いてくださった方々、皆さんに大変ご苦労いただいたこと、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

14日から15日にかけて記録的な大雪となりました。甲府市を初めとする埼玉県秩父市も98センチで、最大積雪の観測史上最多記録だということであります。この積雪の影響で高速道路、主要道路が通行どめとなり、航空便の欠航や鉄道も運休、車両走行が不能となりました。多くの地域で輸送と配達が大幅におくれ、一部地域では車両通行が不能のため、工場に持ち帰らざるを得なくなったというのが新聞ですが、何日も各社新聞が配達されなかったと、こういうこともこれまでにはなかったのではないかと思います。

この秩父地域でも積雪によるさまざまな被害が出ておりました。私も16日、17日、電話による聞き取り調査を行い、県議団にも報告をしたり、現地調査も行ってまいりました。皆さんもなさっていたと思います。そして、県議団から国会議員団にも報告をしまして、19日には志位団長から市長に対しての緊急申し入れも行ってきたところでございます。

2週にわたっての降雪でありましたので、雨を含んだ雪の重さは私たちの予想をはるかに上回る 甚大な被害と損害をもたらしたわけであります。屋根瓦が壊れたり、イチゴ、キュウリ、トマト、 これらの野菜農家などのビニールハウスの倒壊やカーポートの倒壊、その下敷きになっている車、 工場の屋根の崩壊で納品されたばかりの何千万円もする機械がやはり下敷きになったという状況等 もつぶさに見させていただいてまいりました。野菜農家では、この先は心配だと大変気を落として おられます。

23日には塩川鉄也衆議院議員、柳下礼子、村岡正嗣両県議と一緒に秩父市、小鹿野町さんを訪ねまして、対策本部の皆さんにご苦労さまという声かけもさせていただきながら、どんな状況だったかもお話を聞かせていただきました。そして、イチゴ農家やキュウリ農家も訪ねて、実際の生の声を伺ってきたところです。農家では、壊れたハウスの解体撤去費用、再建のための資金、その資金不足は大変に深刻だと、こう言っておられまして、もう一度続けていくのか、ここでやめるのかを自問自答している、日々意欲を失っていっているという、食事もとれずにいるという、こういう人たちの胸のうちも伺ってまいりました。これからの解体撤去を初めとするあらゆる支援が求められているのだと思います。国、県、自治体が支援の手を差し伸べていただきたいと、このように思わずにはおられません。

1の大雪時の道の出動について、(1)、救急車、(2)、消防車、(3)、今後の課題について伺います。

2月16日、小鹿野町の河原沢の患者のもとへたどり着けなかったという救急車の話も聞いております。三田川小までは行き、その先へは行けずに患者の搬送ができずにヘリでの搬送をお願いするということになったと聞いております。みどりが丘工業団地での火災、大野原での住宅火災もありました。その場所へたどり着くことがやはり雪の影響でできなかったと聞きます。一部地元の業者

のご協力で除雪の支援をいただいたとも聞いております。このような今回の大雪の中での出来事であって、消防職員の方々のご苦労には大変感謝を申し上げるところですが、実際にこれらの事柄に直接携わっていただいている隊員、職員の皆さんの苦労が報われるような救急搬送、消防車の火災の消火活動、これが行える体制整備が求められているものと思います。現場の職員の方々の声はどのようだったでしょうか。この点について聞いていただいていると思いますので、お知らせをいただきたいと思います。

この雪は、特別だからと言えば、そこまでですが、これだけ地球温暖化で生態系もかなり変わってきていると言われている昨今、世界中でさまざまな災害が起こっていること、余り遠くない将来、大災害が起こっても不思議ではないと、こういう話もあります。今回のような大雪ももうないとも言えません。秩父地域の持っている特別な状況を考えた場合、この場合の対策をとる必要があると思います。

今回新潟県には大変ご協力をいただきました。日本一と言われている新潟県に学び、秩父広域で 秩父地域の実情に合った除雪車を消防本部、各分署に整備をお願いしたいと思います。つまり大雪 の場合、救急車と消防車が出動のときには、まず除雪車が前を走って雪をかいていかなければ、そ うでなければ、その後をそれぞれ走ることはできないわけでありまして、今回のようなことがある わけです。それぞれ前を先導して走る、このやり方がされるべきであると思いますが、さらに日ご ろ使わないからと離れた場所に置くのではなく、消防本部、それぞれの分署の駐車場に置く必要が あるのだと思います。いざというときに重機をとりに行けないという、こういうことでは役に立た ないのではないかと思います。それにしても今でも各分署の駐車場が狭いという問題があるわけで すが、いずれにいたしましても国、県に対して、秩父広域としての要望、そして支援強化をお願い していただきたいというふうに思っております。いま一度除雪体制、これの整備の見直しをしなけ ればならないのではないかと思いますが、この除雪車の整備、そしてこの体制の見直し等について の見解を伺いたいと思います。

2つ目としまして、積雪に伴う災害廃棄物の無償受け入れにつきまして伺います。

先ほど管理者からお話がございましたが、群馬県太田市では早い段階で広域清掃組合で14、15の積雪に伴う災害廃棄物、倒壊をしたカーポートですとかテラス、瓦、物置などを無償で受け入れることを決めました。秩父市でもホームページに載せていただいております。大雪による損壊物のごみ処理手数料減免を行いますとあります。内容は、損壊をしたカーポート等、個人で持ち込みをする場合、木製で太さ10センチ以下、長さ2メートル以下のものはクリーンセンターへ、金属製のものは環境衛生センターへということです。つまり広域市町村圏組合でということになりますから、無償あるいは無料という書き方のほうがわかりやすかったのではないかと思っておりますが、この点についてはどうでしょうか。

それから、罹災証明書のコピーと写真、持ち込み先施設、これはクリーンセンター、環境衛生セ

ンターの両施設ですから、この窓口に提出とありますから、既に秩父地域では災害地域とされておりますので、この罹災証明が必要となるものなのか、この点についても伺いたいと思います。

3の有料指定ごみ袋の値下げについて伺います。平成23年度から33.3%の値下げが行われております。大の袋で500円が350円に値下げが行われているわけですが、今生活が大変という状況でいまだに引き下げを求める市民の方からの意見が寄せられている状況であります。さらなる値下げの要望をいたしまして、これは考えていないという答弁を決算のときにもいただいたわけでありますが、この点について改めてお考えを伺うものです。

この場所からは以上でございます。

議長(落合芳樹議員) 6番、出浦章恵議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 6番、出浦議員のご質問についてお答え申し上げます。

まず、救急車の出場状況について現状をご説明申し上げます。ほとんどの救急事案で除雪ができていない場所へ出場することから、今回救急隊員を5名または6名と増員し、現場まで除雪をしながら歩いて進行するような状況というふうに報告を受けております。中には通常30分で現場まで到着する場所へ3時間01分かかった事案、電話が入って、病院到着まで7時間13分かかった救急事案もありました。さらには出場から帰署まで10時間06分を要した事案もありました。

次に、火災出場の現状ですが、2月15日に建物火災が2件発生、2月19日に建物火災が1件発生しております。この中で15日の秩父市大野原の建物火災及び19日の秩父市荒川、上田野の建物火災については、現着時間に大きな遅延はありませんでしたが、15日に発生した秩父市みどりが丘の工場建物火災は地元の吉田小隊が積雪のために下吉田駐在所付近から走行不能状態となってしまっております。それを知った地元の建設業者さん、社員2名が重機を使って火災現場まで除雪をしていただきました。その結果、吉田小隊の消防車と消防団の車両が火災現場に到着することができた事案があります。この事案では、電話が入ってから現場到着するまでに2時間13分を要しております。

次に、消防本部の今回の対応ですが、大雪で現場が非常に大変ということで、今回各職員全部消防長名で非常配備体制を指示し、全員の出場をさせました。そして、孤立地域の情報、救急要請等、やはりマンパワーが必要になったところには出場体制の強化、また時間がかかることから、隊員の交代を指示しております。さらには現場まで到着できない事案については、消防本部、市、町、埼玉県防災航空センター等と連絡をとり合いまして、防災へリ等を利用した救助、救出を行ってきました。

今回特別非常配備体制をとった関係で、直近の各署所に集合させましたが、非常配備体制をした ときの食料の課題が生じました。基本的には2食分ぐらいは各所属に非常食が配備してありますが、 これが長時間になると確保の問題が課題になってくるかというふうに考えます。 さらに、先ほどの秩父市のみどりが丘の火災のように重機でないと現場へ到着できない事案があります。重機のこれからの整備についてですが、重機については、運転の技術と課題もございますので、これからは検討していきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いします。

議長(落合芳樹議員)参事。

(飯島起也参事兼業務課長登壇)

飯島起也参事兼業務課長 それでは、出浦議員さんの質問の2、積雪に伴う災害廃棄物の無償受け入れについてお答えいたします。

今回の記録的な大雪により圏域内にも甚大な被害が出るとともに住民生活に大きな支障が出ておりまして、また各家庭のガレージなどの建物及び農業用ビニールハウスなどが倒壊するような大きな被害もあわせて出ております。そのため、市、町廃棄物処理担当課からはこのような災害廃棄物について、圏域住民の皆様に負担をかけないような配慮をすることを最優先に取り組むため、当組合への処理施設の無償受け入れについて強い要望がありました。組合で検討した結果、秩父地域が災害救助法の適用を受けたことに鑑み、秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例第13条号第2号災害その他特別の理由があると認めたものや、条例第15条、組合が処理することができる産業廃棄物は固形状のもので、一般廃棄物とあわせて容易に処理することができ、かつ一般廃棄物の処理に支障のないものとし、その範囲内で管理者が必要な都度指示をするものの規定を適用し、災害廃棄物として認めるものの無償受け入れを実施することといたしました。受け入れるものとして、一般家庭のガレージなどの小規模な建物及び農業用ビニールハウスの災害廃棄物といたしました。

なお、災害廃棄物の施設持ち込みに対して、各市、町で罹災証明や免除申請などの発行をしていただかなければならないことから、手続が煩雑になるようなことが考えられるため、各市、町と協議をし、通常の手続より簡素化し、速やかに証明書が発行できるようにいたしました。

また、当組合のホームページではこの受け入れに対しては無償という表示で受け入れをするようにいたしました。そして、このホームページ掲載が先週2月21日金曜日に掲載をしておりまして、それから昨日までの免除による、無償による受け入れですけれども、環境衛生センターが3件、クリーンセンターは現在のところございません。

また、出浦議員さんの先ほどの質問の中で太田市が参考に出ておりましたけれども、太田市は無償受け入れの期間を3月31日までとしておりますけれども、当組合といたしましては山間部という場所柄もございますので、3月31日とは決めず、やはり雪解けも待って、廃棄物を片づける方もいると思いますので、現在のところその受け入れ期間は当分の間とさせていただいて、地域の状況を見ながら決定したいと考えております。

続きまして、3、有料指定ごみ袋の値下げについてでございますが、既にご承知のとおり、有料

指定ごみ袋制度については、平成8年7月から受益者負担の公平性と分別による資源化の促進、排出の抑制等を目的として始めた制度であり、当時は小型1枚35円、大型1枚50円でスタートし、平成17年7月から小型を中型とし、小型の1枚20円を加え、3種類として運用を行っておりました。その間に住民の方からの強い要望に応える形で1リットル当たり単価を1円と統一し、平成23年4月より約33%の販売価格の引き下げを行いました。

なお、今回の消費税は8%への引き上げに伴い、国や埼玉県等からは消費税の転嫁の要請等もあり、他の市町村では転嫁もやむを得ずということで値上げを実施しているところが多いと聞いております。

また、指定ごみ袋の原材料となる原油からできるナフサの仕入れ金額が値上がりし、ごみ袋の製作費が値上がりをしている状況でございます。このような状況ですが、住民への負担軽減を図ることを目的に販売価格については据え置きとさせていただいております。今後とも本組合ではごみの減量化やごみの再資源化を積極的に進めたいと考えており、早速平成26年4月、今度の4月からですが、電気ポットやラジカセなど、使わなくなりました小型家電製品や40ワットの真っすぐな蛍光管については、住民負担のかからないような形で無償でステーション回収を行い、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。今後の値下げにつきましては、有料指定ごみ袋制度の趣旨であり、ごみの減量化と資源化が地域住民のご理解とご協力によりどの程度進むかなどの動向を見極めながら考えてまいりたいと存じます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上で答弁を終わらせていただきます。

議長(落合芳樹議員) 6番、出浦章恵議員。

6番(出浦章恵議員) 6番の出浦です。何点か伺わせていただきます。

まず最初に、大雪のときの出動の関係についてですけれども、消防職員の特別招集のことにつきましてですが、特別招集が行われた、この点について、消防本部を初め、それぞれの分署に宿泊をしての活動に当たっていただいたということです。そこで伺うのですが、消防の拠点である本部、各分署について、今後の大災害に備えた布団、水、食料等、いわゆる防災用品という言い方でいいのでしょうか、これらがどの程度の備蓄が行われているのかということについて伺いたいと思いますが、先ほどの答弁の中に2食程度というような言葉があったかと思います。この質問は、私の意図するところが十分伝わらないのでは困りますので、あえて申し上げますが、ただ単なる備蓄の数や量を聞いているのではないのです。災害時に住民を守ってもらう拠点となったるところです。消防本部、そして各分署はそこで働いてもらう、そこで最前線に立ってもらう、隊員の皆さんのことを言っております。災害時に住民を守ってもらう拠点であり、ここの隊員の皆さんですから、食料の確保ができないというような状況ではいかにしても心もとないと、こういう意味で伺っているわけであります。消防力の拠点地の備えと、こういう意味でありますから、この点について十分な備蓄が求められるというふうに思います。この点についての見解を求めたいと思います。

それから、先日の大雪で実際に住民の生命、財産を守る活動に当たっていただきました現場の消防隊員の皆さんの声を聞いたかどうかということです。これが大変重要だと思います。雪を早く掃いてもらいたい、そうでないと自分たちが駆けつけられないと、こう言っております。県や市、町で委託をしている業者、担当している地域を素早く除雪ができるような体制整備をしていただきたいというふうに要望しております。これから起こり得る災害の対応策としても重大なことであるというふうに思います。この体制等についての再度見直しを含めて、管理者の見解を伺いたいというふうに思います。

申し上げておきます。この雪では、ふだん5分で行けるところが1時間以上かかったという、こういうところがあります。こういうふうに聞いておりますので、救急車や消防車が1分1秒を争うこと、これが命が守られるのかどうかということであると思います。この点をお含みいただきながらの答弁をいただきたいというふうに思います。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 6番、出浦議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

大雪に対する特別非常配備体制の招集は、今回の大雪でやはり本来の所属に出勤することが非常に困難なことから直近の所属、本署、各分署に出場するよう指示をいたしました。そして、そこでの食料、布団等、交代要員等の今度は対応についてなのですが、布団については、現状では全職員が非常招集した場合は不足をしております。さらに、食料についても2食分ですので、一晩ぐらいの対応というふうになります。今後全職員を非常招集をした場合でも3日とか4日、対応できるような対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、除雪の状況については、出場した救急隊員からどこまで車で行けたのか、そしてどのくらい除雪で歩いて現場まで行ったのかというのは逐次報告を求め、除雪状況についても市、町の対策本部と、または県土整備と情報を取り入れて、どの道を走ったらいいか、どこまで行けるか、不測の場合はどういう対応で応急していいかを警防本部で判断をしながら対応をしてまいりました。

自分から以上でございます。

(「隊員の声を聞いたか」と言う人あり)

若林利忠消防長 済みません。隊員については、出場救急隊員に、どのぐらい雪があって、どのぐらい時間かかったということ、さらに隊員についてはその活動状況を聞いて、できるだけ所属長に交代をしてもらうように指示させていただきました。

以上です。

議長(落合芳樹議員) 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 出浦議員からの再質問ですけれども、大変考えさせられるご質問だったなというふうに改めて思いました。と申しますのは、市、町、それぞれ対策本部が立ち上がったというふうに

思いますが、それは防災計画に基づいて、いろいろな事柄が行われていると、それは基本だと思うのですが、この広域市町村圏組合におきましての災害での体制に対しては、まずそれが整備されていないというところ、これは謙虚にそれを反省したいというふうに思います。それぞれの対策本部等々で行われているところとまた違う角度で先ほどの話しました救急車なり消防車等々の出動に対して、どのように規定しているかという、その辺の防災計画がないというのが現状です。ですから、それを早急にその対応等々に関してつくっていかなければいけないなというふうなこと、これを勉強させられたなというふうに思います。

私の今の頭の中にある考え方、これまだ理事会でご協議していないので、私の秩父市長というか管理者としての考え方ということになりますけれども、これはそれぞれ市、町の対策本部があるわけですから、そこと広域がどういうふうに連携するかという、その連携を密にするということとともに、県との連携というのも重要な意味が出てくるのです。これは、秩父市に限ってのことなのですけれども、除雪が中津川地区にあいたのがきのうの11時にあき、12時半にようやく中津川の住民の住居の最後の奥にまで行けたという、まさに10日目になっていたという、そういうところの中で救急事例が出た場合には防災へりを使うということ、その間に例えば太陽寺のピックアップ等々、そういうのは防災へり使ったのですけれども、そういうところの県との連携というのは、これはもう必要不可欠になるわけです。たまたま秩父市の場合には消防のほうから派遣されている職員がいましたので、そこが窓口となって、県とのやりとりをしたわけです。そういうところの中で広域としての防災計画の中に市、町の対策本部との連携という文言とともに、あと県警、県の防災へり等々の連携をどうするかということをどういう道筋でやるかという、そういう災害対策の指針をつくっていかなければいけないなというふうなことを思いました。

あと、さらにそれに加えてなのですけれども、今回自衛隊派遣ということになりました。ですから、県とともに自衛隊まで含んだ形のものをつくっていく必要があろうかというふうに思います。大変広範囲な防災計画になるかなというふうに今頭の中で考えています。あと除雪車なのですけれども、私も中津の手前の800メートル、ちょうど出合トンネルがありますが、それを抜けるとニッチツに行くほうと、もう一つトンネルがありますよね。あのトンネルの中まで行って、ちょうど中津集落まで800メートルのところまで、そこで見て、そこに除雪車があるのです。それが新潟県から1台、そして十日町から1台、これが別のところに入っているというふうに聞いておりますが、その除雪車がこうあって、その前に地元のユンボのでかいのが除雪して、そこにかき分けるブルドーザーがありまして、それでさらにそこの後ろに新潟の除雪車が入るという、3台組み合わせて行くわけです。聞きましたら、除雪状況は、これはきのうの情報なのですけれども、一番難航したのが中双里から先でちょうど電柱が倒れて、電線を巻き込んでいるという状況で、ああいう状況の場合には1日かけても50メートルしか行かないと、でも順調なところだと人間の歩く速さより早く除雪ができる、そういう高性能な機械だというふうに聞きました。この金額なのですけれども、1台、

3台のうちの1台、1台は地元ですから、2台、そのうちの一番お金のかかる飛ばすほうの機械ですね、あれだけでも1台4,000万円するというふうに聞きました。また、特別のクルーが必要だということで、それを果たして広域で持てるかどうか、これは問題だというふうに思いますので、これは県で持っていただくか、もしくはそれぞれの町と災害協定を新潟県と結んで、そこで除雪応援を自治体間同士でやるかというふうなことを今市としては考えています。これは、あくまでも市の管理者としての意見です、考え方ですので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

あと、そういう4,000万円もの機械を買うかどうかというようなことは、これ能力的にも厳しいものがございますので、議員ご指摘のとおり、今回の大雪ではセットでいくということです。つまり前にユンボなりブルドーザーなりを用意しておいて、それでしたらば地元の業者のご協力というのがいただければ、そのまま行けるわけですから、除雪しながら救急車でその後また消防車でその後行くということですね、これは必要だなというふうに思いました。今の答弁のとおり、吉田のほうでは、みどりが丘工業団地では地元の業者が除雪をしていただいたおかげで、それはまさにその会社のご努力というか、誠意だというふうに思いますけれども、そういうところで時間がかかりましたけれども、工場火災のほうは鎮火できたということがあります。ですから、除雪に関しては、今回そういう除雪車を前に通すということは議員のご質問を聞いていまして、そう感じており、今後災害対応計画に対してはそのようなことを盛り込まなければいけないのだろうなというふうに思っております。いずれにしても今回の大雪がハウス被害等々、本当に甚大な状況でございます。

気象庁のほうでどの程度の雪が予想されたとか、そういうところの広報がきちんと行われていたかどうか、これ、うわさで最初の雪のほうのがひどくて、今回のがそれほどでもないというふうな報道も聞いてはおりますけれども、その辺のところがどうなのかというのをいま一度気象庁の発表を検証していこうというので、きょう実はここへ来る前に打ち合わせ会議ではそういう指示をしました。その発表が行われていて、それで対応していないなら行政の問題だというふうに思うのですが、いずれにしましても気象庁の発表を見て、それに対して迅速に予測していくという、備えというのが、かえってそれは何でもなかったよというほうのがいいわけですから、だからそのぐらいのところまで今後防災計画では踏み込んでいかなければいけないなというふうに思っております。

以上、もろもろ申し上げましたけれども、本当に今回の大雪では大変勉強になりましたし、この ことを役立てて、しっかりとした防災計画を見直ししなければいけないというふうなことをお話を させていただきます。

以上でございます。

議長(落合芳樹議員) 6番、出浦章恵議員。

6番(出浦章恵議員) 答弁いただきました。今の管理者のお話ですが、やはり防災計画は大変大きな計画になるので、これは時間がかかるものと思いますけれども、整備をしていただく、つくっていきたいというお話をいただきましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、今のお話ですが、中双里には私も行ってまいりました。新潟の機械も実際に見てまいりまして、写真も撮ってまいりました。やはり日本一と言われるだけあって、すばらしいものでした。1台4,000万円と聞きまして、なるほど、これを市で、あるいは各町で、広域で持てというのはなかなか簡単なものではないということは思いながらの質問をさせていただいたわけですけれども、やはりこれにつきましては、管理者がおっしゃっておりましたように広域として除雪車の維持管理が困難であろうと、除雪車の整備はなかなか難しいということでありますので、秩父地域の都会や何かとまた違った難しさがある特有な地域だと思いますので、この秩父地域の実情を県や国に対して話していただきまして、理解を求めていただき、整備の支援を強くしていっていただきたいというふうに思っております。

私は、この中双里に行ってみましたけれども、中双里は腰の高さまで雪が積み上げられておりました。大滝へ行く途中は秩父市内のほうが雪が多いではないかという、行く途中は少ないところもあったのですが、中双里はやっぱりそうでした。トンネルのほう、そこまでは私たちは行くことができませんでした。また、特別なクルーが必要となるというお話をいただきましたが、いわゆるオペレーター、機械が使いこなせる人間が必要と、この人間の問題も出てくると思いますので、さまざまな点を含めて、強い要望を国や県にしていただきたいと思います。

それから、災害協定を結んでいきたいというお話もぜひこれは呼びかけていただき、ご協力も各方面でもしてくださるものと思いますので、ぜひ管理者の力発揮していただきまして、これは結んでいただくことが必要であろうと思います。

いろいろなことを言わせていただきましたが、今後何かあった際には今回のことを教訓に少しでも前進ができるようなものにしていかないとならないのだろうと思っておりますので、広域の皆さんには大変ご苦労なことですが、力を合わせてこれに対応していけるようにお願いをしたいと、消防の方々にもそうです、お願いをしたいというふうに申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(落合芳樹議員) 6番、出浦章恵議員の一般質問を終わります。

次に、3番、金田安生議員。

(3番 金田安生議員登壇)

3番(金田安生議員) 3番、金田安生です。

ここに指定したとおりの内容、2点だけ。出浦章恵議員が行った大雪時の出場、タイトルは違いますが、ほぼ同じ内容です。緊急時の市町村との連携についてということで、私は救急を中心に、 それとあと雪の対策をどうするかと、その問題です。

まず、1点目、イの救急受け入れ病院の除雪等は誰が手配するのか。今回予期しないといっても病院の周りの雪を掃かなければ、全然行けないのは当たり前ですよね。これは、誰が手配するのか、その辺がよくわからないのです。実際行ってみると、おもしろいです。皆野病院の場合は国道から

ずっと皆野病院の前はきれいに掃いてあるのです。それが16日の朝です。それで、市立病院へ行ったら、市立病院だともう全然掃いていないのです。ですから、市立病院は翌日なんかに行った場合には担架をそりがわりに使って、それで救急隊員が運んだと、そういう事実があるのです。ですから、その病院の場所によって大分やり方が違っているのですけれども、その辺をどういうふうに考えて今対応をとったのか。これが一番問題だというふうな考えです。誰が手配するか。

それと、病院との調整は誰が行うかと。うちのほうはこういう状態だからと意見をどういうふうにやっぱりすり合わせるのか、そこがよく見えないのです。多分皆野病院さんだけはあくせくしたのではないと思うのです。みんな大変だという、こういう意思があると思うのです。あと、それをどうやって取り上げて、その病院の周りの対応をするのかと、ここが問題です。

それと、ハの今回の雪の対策、これが一番大きな問題ですけれども、何年に1遍という問題が起きるのです。例えば1,000年に1遍だったら、そんなにお金かけられないと、100年とか10年に1遍だと大変ですよね。頻繁に起こるということから、ある程度お金をかけなければ。ただし、さっき言ったような除雪車なんて、これは大変な問題ですから、私は逆に、秩父は20センチ大体、特に片屋根の車のカーポートは20センチまで対応できると、こう言っているのです。だから、平均20センチぐらいととらえているのだと思います。だとすると、20センチ降ったら、車を要するに除雪するという態勢をとったほうがいいのです、早目に。98センチ、たまってから、除雪するから大騒ぎになるのです。業者にも教えて、もう早目に手を打てば、そんなことはないわけですよね。それも消防とかそういう緊急車両を優先にここだけはきちっと掃いておくということ、優先道路を決めて、それが組織だと思うのです。その辺をどういうふうに考えているのか質問します。

それと、2点目の救急車の乗り心地について。これは、実は12月にちょっと私一人の意見では余り聞かないのですが、2人目の人が患者になったら、血圧が上がってしまうような騒ぎなのです。すごい乗り心地が悪いと、こういう話が来たのです。それで、実際消防長のところへ行って、とまった車の中に乗せてもらですのですけれども、別に乗り心地いいのです。問題は、走っているときが悪いみたいです。それで、しようがないかなと、そのときはそう思って、そのままにしたのですけれども、そしたらその後矢継ぎ早に何人もの人があの救急車、何とかならないか、あんなもんじゃ病人つくっちゃうようなものだと、こういう話が来たもので。それで、今回こういう質問をしたわけなのですけれども、この辺はもっと改善の余地があるのではないかと思うのですけれども、この辺の意見を聞かせていただきたいと考えています。

以上です。壇上から質問を終わります。

議長(落合芳樹議員) 消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 3番、金田議員のご質問、1番の緊急時の市町村との連携について、2、救急受け 入れ病院の除雪は誰が手配するのか及び口の病院との調整は誰が行うかについて、一緒にお答えさ せていただきたいと思います。

今までの経験からは降雪時は、各病院から消防に対して、除雪の依頼等はありませんでした。救急車も何とか病院まで到着をしておりましたが、今回は救急車が病院まで到着できない事案も多く発生し、先ほどお話にありましたようにバスケットストレッチャーという担架で病院に収容した事案も発生しております。やはり除雪が大きな課題となっておりました。今回のような大雪では各病院も病院職員による除雪には限界があるというふうに思われます。消防からも応援も不可能でございます。重機による医療機関へのアクセス道路の除雪が必要と思われますので、除雪について、県や市、町が連絡調整して、最優先で対応していただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

それと、ハの今回の大雪での対策の主な問題点は何かということですが、やはり除雪が1番の課題かというふうに考えます。実際には除雪に優先順位をつけて行うことになると思いますが、先ほどもお話ししましたように医療機関へ救急車が進行できるよう、最優先で除雪をしていただきたいというふうに考えております。

また、火災等で消防車両が現場に到着できない事案も発生していることから緊急時に除雪をしていただける業者等の確保も課題かというふうに考えております。現在の体制ではまだ除雪ができていない孤立地域で救急、または救助要請があれば、市、町、県の消防防災課または防災航空センター等と連携をとり、やはり人命最優先の対応をとってまいりたいというふうに考えております。そのためには関係機関のやはり情報の共有が大切かというふうに考えております。今回へリコプターによる救出救助が行われましたが、これにはへりの着陸できる場外離発着場の確保も大きな課題となってきました。さらには救急の受け入れ可能な医療機関をできるだけ多く確保することや現場の消防隊員の交代要員の確保等も対応して考えていかなければなりません。

今後このような大雪がいつ来るかはわかりませんが、最近の自然災害は人間の経験を上回る予想外の災害をもたらします。大雪に限らず、今後どんな準備をしていけばよいか、これから検討していきたいと考えております。

続いて、2、救急車の乗り心地についてお答えさせていただきます。

現在の秩父消防本部の救急車は10台ございまして、全車両防振ベッドを整備しております。その 防振ベッドで消防車の患者への振動を吸収する対応をとっております。今回の乗り心地が悪い原因 としては、道路状況、交通事情、運転技術等が大きな要因かというふうに考えております。

まず、秩父地域は片側1車線の道路が多く、対向車線に出るときにはセンターラインにある表示を乗り越えていくことが多い場合があります。この場合もがたがたしたりすることがあります。また、山間部ではカーブが多いことから横揺れやスピードの増減が激しいこと、市街地とは違った要因があるほか、交差点では急に減速、停車する場合もあり、これらが患者に影響しているかというふうに考えます。この課題を解決するためにはメーカーからよりよい防振装置等、提供がありまし

たら、できるだけ早くこちらも整備していくほか、患者の容体に合わせて、速度等を調整すること、 さらには職員の運転技術を向上させ、ストレスをできるだけ与えない運転を心がけていくよう、機 関員等の運転技術の向上も図っていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長(落合芳樹議員) 3番、金田議員。

3番(金田安生議員) 今回の雪で一番問題なのは多かったから、やっぱり何回かやって、さっき話したように区切ってね。要は、組織的にそれぞれがみんなやるのではなくて、どっか一場所できちっとやっぱり整備しなければいけないと思うのです。例えば秩父は秩父だけでは困る。皆野は皆野だけでは。そういう全体的なネットワークみたいなやつできちっとやるということは、私は大事だと思うのです。その中で消防も入って、それできちっと整備しなければ、お金が幾らかかったってわからないですよ。実際整備、車を置いたってうまく使えなければ意味がないし、その辺をきちっとやってほしい。そこは、私のお願いです。

それと、2点目の救急車の乗り心地の問題ですけれども、これ運転手の運転技術の向上、頑張るのも結構だけれども、そうではなくて、例えば遠くの場合は、うんと長時間乗るような救急の場合は早く埼玉県と話し合って、ヘリにかえてしまうとか、何か方法を、ちょっとそれも組織的にやる必要があると思うのです。どこで区切るのか、よくわからないのですけれども、少なくともヘリはそんな悪くないでしょう、乗ったことがないからわからないけれども。その辺はどう考えるているのか、ちょっともう一回。

議長(落合芳樹議員) 消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 先ほどのネットワークの件ですが、今後も各市、町と協議をして、病院のアクセス 道路の確保について検討していきたいというふうに思います。

それと、秩父はやはり山間地が多くて、救急車の移動距離も非常に長くなっております。ドクターへリの活用ということなのですが、ドクターへリについては、一応重症度、緊急度を考えて、要請をしておりますが、これは秩父地域の実情を反映して、できるだけその適応を広範囲にしていただけるよう、また話し合っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長(落合芳樹議員) 3番、金田議員。

3番(金田安生議員) 消防のほうは、広域にやっぱり話し合って、きちっと雪の対策を考えたいと。 管理者のほうはどうなのでしょうか。やっぱりそれぞれの管理者中心に全部総合的に、秩父市だけ でなく、全体で考える必要があると思うのですよ。

議長(落合芳樹議員) 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 今回私が災害対策本部にずっと詰めていて、朝8時から夜7時、8時ごろまで、ま

た夜中も電話を受けたりという、そんなような対応をしたのですけれども、そういう中で思うのは、そこには例えば小鹿野の情報も入ってきますし、横瀬の情報も入ってきます。そういう中で横瀬のほうと電話連絡しながら、また小鹿野の状況等々、県からの情報等々を仕入れたのを伝えたり、またいただいたりという、そういうようなので、電話連絡していたのですが、本当に今回経験したのが1カ所に全部集めて、そこから指示が行く、果たしてそれでいいのかなという感じがします。小鹿野は小鹿野で、長瀞は長瀞でというふうな、それぞれの対策本部はそこに生かせて、そこでいろいろやりとりするというところ、それは電話でもいいと思います。あとICTが今回、私は非常に重要なところになるかなというふうに思いました。ですから、例えば小鹿野と連絡するときはテレビ電話で電話するとか、長瀞ともテレビ電話でやるというふうなテレビ電話活用というのがこれからそれぞれの市、町の連携をするのに重要な役目を果たすだろうと。ただ、ここには例外が1つありまして、この間知事が急遽突然おいでになって、今回のことは謝罪したいというふうな新聞報道のとおりでございます。それはそれとして、県の人間は秩父地域では秩父市が1つの中心的な、人口の上でということで中心的な部分になっているわけですから、県の職員が必ず秩父の防災対策本部に来て、常駐してもらうと。そこで、町とのテレビ電話でやりとりするという、そういうことが必要だなというふうに思いました。これは知事にも言ってあります。

例えば、竜巻の例を。今度話題を変えて竜巻にします。今回県がどの程度入ったかというのは、 熊谷に聞いても県が実際に対策本部に来たとは聞いてはいないわけです。だから、ある程度限定さ れる対策本部になりますので、そこには必ず危機管理を細部のいわゆる三役の中でどれか1人が詰 めてもらうということは必要です。詰めてもらうことで県土整備事務所なり、また農林振興センタ 一、これは結構活躍してもらいましたけれども、そういう県の施設との連携ができるわけです。で すから、県の人間が必ず詰めてくれと上田知事には念を押しました。これは、テレビ電話ではだめ です。でも、それぞれのところに連携するのはテレビ電話がいいかなというふうに思いました。そ こで、金のかかることではないのです。これは、実は実際にあった事例をお話ししますけれども、 月曜日か火曜日だったと思いましたけれども、その辺のところで三峯神社の例なのです。三峯神社 にまだ道路が開通していなくて、ここだから、名前を申し上げますと、鳥居の前の大島屋さん、そ のご子息がまだ開通していないところ、自分の足で、スノーシューという特別なかんじきがありま すね。あれで上っていったと。普通車で行けば15分ぐらい、歩いて10時間で届かなかったと、12時 間かかった。お母さんが心配になっておりてきて、まだ息子が着かないのだという話。でも、結局 着いたのです。その日の次の日、火曜日だったと思いましたけれども、連絡したのが三峯集落のほ うにおりていき、三峯神社から車で二、三分のところなのですけれども、歩いておりていったので す。やりとりしたのが実は私の携帯電話、会社名はやめておきます、そこのFaceTimeで実 際にやりとりしたので。そして、三峯集落に入ったときに、その方が実際にその電話を見せて、そ うすると向こうの人もテレビ電話できるわけです。どれだけ喜ばれたかと。本当にその方の顔がテ レビに出て、また私の顔が出て、安心したということ。この間伺ったときに市長さんと電話で顔を見ながら話ができて、あれで安心したという言葉をいただきました。ですから、そういう携帯電話のFaceTimeで総合支所でこれからやると、これが一番金がかからないです。無料ですから。その活用というのは防災計画に今後入れていくべきだなというふうに思いました。そういうことで繰り返すようですけれども、各町の防災本部、それはそことして、市は市としてやっていく、それでそこと連携するのはICTだと、県のほうからは市の防災対策本部のほうに常駐していただくということが1つの組織のあり方だなというふうに思います。

以上です。

議長(落合芳樹議員) 3番、金田議員。

3番(金田安生議員) 今の会話などでいろいろ改善すべきことはいっぱいある。それは、余りお金がかからなくてもやればできるやつはあると思うのです。これ、意外と情報がこういううまくつながらなくて、お互いの無駄が多いということもある。特に救急なんかの場合は、それ許されないことですから、だからそういう面でやっぱりどこかにきちっと入って、うまく組織が動くような、そういう組織をつくってほしいのです。まず、それが一番大事だと思うのですよ。それからの話だと私は思うのですけれども。例えば新聞で今騒がれている富士山が爆発するなんて言っている、灰がいっぱいたまるなんていう話があるのです。あれ、ではどうする。今予測できない、何もできないかというと、今回の雪でも確実に、何かあった場合、考えられることはやっぱり手を打つという必要がありますよね。その辺のことを考えて、万全の体制をまずつくってほしい。それをお願いします。

以上です。

議長(落合芳樹議員) 以上で3番、金田議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第1号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正が行われ、 同改正規定が平成26年4月1日から施行されることから本法の規定を引用しております第10条の2 第2号の条項の整備を行い、同日から施行したいものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長(落合芳樹議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(落合芳樹議員) 総員起立であります。

よって、議案第1号は可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 議案第2号 秩父消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例についてご説明申し上げます。

この条例は、平成25年法律第44号であります地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、消防組織法の一部が改正が行われ、これまで消防長及び消防署長に必要な資格要件として、政令で定める資格を有する者と規定をされていました

が、この改正により市町村条例で定める資格を有する者を要件にするように改められたため、当該 条例を制定したいものでございます。

今回は、各消防本部で同様な条例の制定を行うことから各消防本部と情報交換し、県内の各消防本部と同じような内容とさせていただきましたが、条例の概要についてご説明申し上げます。

消防長の資格は、条例第2条に規定をしておりますが、消防本部の次長、専門員、署長等、7級職に1年以上あった者を基準としております。一方、消防署長の資格は条例第3条に規定しましたが、消防吏員で消防司令の職に1年以上あった者、または消防司令補の職に3年以上あった者を基準としております。

消防長にあっては人事、予算等の組織そのものを維持するために必要な事務や運営の企画、統制等の事務を統括する立場から市または町の部長または課長等が可能という基準も設けてあります。 一方、消防署長は第一線で活動する事務を統括する者であることから消防吏員を前提としております。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 議長(**落合芳樹議員**) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、江田治雄議員。

5番(江田治雄議員) 5番です。

1点だけ確認をさせていただきたいのですが、この条例改正、内容はわかるのですが、以前の資格条例でしょうか、大きく異なる点は何かありますか。

議長(落合芳樹議員) 消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 5番、江田議員の質問についてお答えさせていただきます。

今回の改正で主な、今までにないような改正点は、1つとして消防団長の職に2年以上あった者というのを今回は基準としないふうに設けました。この理由は、総務省消防庁の見解によりますと、常備消防が設置されていない市町村、これは一部事務組合、事務委託も含むのですが、消防行政を統括する適任者がいない場合の選択肢として、非常勤の消防団員等の任命を許容した形になっております。いわゆる常備消防が初めて移行になるようなときの規定が今までは盛り込まれていました。今回は、本組合でも既に常備消防ができて40年はたちますので、この規定はなくとも事務従事者として基準を満たす者がいることから今回は規定を外しました。そのほか今までは県の職員で同じような担当の職員という規定もありましたが、今回は入っておりません。今回は、非常に現状の消防職員、そして構成する市、町の部長、課長というふうに消防長のほうは規定をさせていただきました。

以上です。

5番(江田治雄議員) ありがとうございました。

議長(落合芳樹議員) 他に質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(落合芳樹議員) 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 議案第3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成26年1月29日に公布されたことに伴い、これに準じて秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部改正を行い、平成26年4月1日から施行したいものでございます。改正概要といたしましては、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるのに伴い、政令で定められる地方公共団体の手数料の中で危険物製造所等の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の標準額がお手元の資料で3の2の消防庁危険物保安室所管手数料改正案の一覧のとおり引き上げられるため、これに準じて改正するもので

ございます。

なお、今回の改正では秩父太平洋セメントにある危険物施設が3施設該当しますが、現状では2 施設が休止しており、1施設もほぼ使用していない状況でございます。今後これらの施設の変更等 が行わなければ、直接の影響はないものというふうに考えております。

以上で議案第3号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほうをお願い申し上げます。

議長(落合芳樹議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(落合芳樹議員) 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 議案第4号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

本議案は、秩父消防署西分署建設工事請負契約の締結について、秩父広域市町村圏組合議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いする ものでございます。

まず、工事の概要を簡単にご説明申し上げます。秩父消防署西分署は、秩父消防署小鹿野両神分署と吉田分署を統合し、秩父郡小鹿野町飯田57番地1外に建設をするものでございます。建設予定地は、小鹿野町から無償で借用させていただき、敷地面積は6,813.70平方メートルでございます。庁舎の床面積は、1階が499.62平方メートル、2階が263.90平方メートル、延べ面積763.52平方メートルの木造瓦ぶきとなっております。これは、北分署、南分署とほぼ同じ大きさになっております。

1月22日に制限付き一般競争入札を執行しましたところ、3企業体が入札に参加し、守屋八潮・ 黒沢・岩田特定建設工事共同企業体が3億1,000万円で落札をいたしました。これに消費税及び地 方消費税の5%を加えた3億2,550万円が請負金額となります。また、守屋八潮・黒沢・岩田特定 建設工事共同企業体ですが、代表構成員は秩父市宮側町14番16号、守屋八潮建設株式会社代表取締 役山口浩人、その他の構成員は秩父市山田2696番地7、株式会社黒沢工務店代表取締役黒沢達男及 び秩父郡小鹿野町両神薄2306番地、株式会社岩田組代表取締役岩田勇二でございます。

今回の契約は、現在の消費税率であります5%で契約をしておりますが、国税庁の税制改正に伴う質疑等では平成26年4月1日以降工事が完了し、引き渡しを受ける工事については、工事全体の請負金額が8%の消費税及び地方消費税で支払わなければなりません。したがって、25年度分の支払いについては5%で支払っておき、工事が完了し、引き渡し時期に3%の不足分を精算支払いする形になります。事務手続上は、平成26年4月1日以降に消費税率を8%で積算した請負金額の変更契約を行い、再度議会に議決をお願いしたいというふうに考えております。そのほか今回は西分署庁舎を木造で工事することから林野庁から森林整備加速化・林業再生事業補助金をいただけることになりましたので、ご報告を申し上げます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(落合芳樹議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。 これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(落合芳樹議員) 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第5号の秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回)につきまして、 ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,327万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,056万6,000円としたいものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。4、5ページをお開きください。この後歳入のところでご説明申し上げますが、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事に係る国庫補助金、循環型社会形成推進交付金が当初要望額に対して、64.5%の内示額となったことから昨年11月の第3回定例会におきまして、減額補正をいたしました。しかし、国では平成25年度の補正予算におきまして、平成25年度事業の不足分及び平成26年度事業の前倒し分といたしまして、630億円を確保していただきました。これによりまして、当組合に対しましても不足分の追加交付の内示があったところでございます。このようなことから国庫補助金の増額に伴いまして、ごみ処理施設整備事業の起債限度額を減額変更するものでございます。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

10、11ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第6目特別負担金は2万5,000円の増額補正でございまして、補正後の額を6,833万1,000円としたいもので

ございます。当初予算に計上しておりました清掃費に係る普通交付税算入分の特別負担金の額が確 定したことによるものでございます。

第3款国庫支出金、第1目衛生費国庫補助金は2億4,378万4,000円の増額補正でございまして、 補正後の額を6億8,572万2,000円としたいものでございます。ただいま地方債補正で申し上げまし たとおり、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事に係る循環型社会形成推進交付金の追加交 付により増額したいものでございます。

第4款財産収入、第2目利子及び配当金は4万3,000円の増額補正でございまして、補正後の額を208万円としたいものでございます。公共施設整備基金の運用益でございます。

第5款繰入金、第1目基金繰入金につきましては6,041万8,000円の増額補正で、補正後の額を3億751万4,000円としたいものでございます。新火葬場建設事業の財源といたしまして、8,580万2,000円を新たに繰り入れまして、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事に対する繰入金から2,538万4,000円を減額したいものでございます。

第6款の繰越金、第1目繰越金につきましては1億781万1,000円の増額補正で、補正後の額を2億5,781万1,000円としたいものでございます。平成24年度の決算剰余金の2億5,781万1,000円から25年度当初予算の繰越金計上額1億5,000万円を差し引いた金額でございます。

第8款組合債、第2目衛生債につきましては2億1,840万円を減額補正しまして、補正後の額を6億1,440万円としたいものでございます。地方債補正国庫支出金のところで申し上げましたが、循環型社会形成推進交付金の増額補正に伴い減額をしたいものでございます。

第9款県支出金、第1目消防費県補助金につきましては40万7,000円の減額補正で、補正後の額を79万円としたいものでございます。これは、救急車に搭載いたしますタブレット端末の整備に係る財源でございまして、県補助金を計上しておりましたが、事業費の確定に伴い減額をしたいものでございます。歳入合計で1億9,327万4,000円の増額補正となるものでございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。歳出でございます。歳出につきましては、まず第 1 款の総務費、第 1 目一般管理費から第 5 款消防費、第 1 目常備消防費までの人件費の増額補正をしたいものでございます。これは、平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間、国家公務員の給与減額措置を踏まえ、組合職員の給与を減ずる措置を講じております。本減額措置は、給料月額から給料表の 4 級以下の職員及び技能労務職員は100分の3.4、5 級以上の職員は100分の6.8を給料月額から減額するというものでございますが、12月の賞与額を算出する際、賞与に関しましては、減額前の給料月額で計算するところをこの減額をした額で計算してしまいまして、第 4 回の補正予算で人件費の補正をしてしまいました。これは、事務局の間違いで大変申しわけございませんでした。そのため、職員手当及びそれに関連いたします共済費に不足が生じたため、職員手当等の604万7,000円、共済費111万7,000円の合計716万4,000円を増額したいものでございます。

第2款の総務費、第1目一般管理費につきましては、職員手当等及び共済費の人件費42万1,000円

を増額補正いたしまして、補正後の額を1億631万7,000円としたいものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては14万円を増額補正いたしまして、補正後の額を5,518万4,000円に、第2目自立支援審査会費は7万7,000円増額補正いたしまして、補正後の額を1,099万4,000円にしたいものでございます。

第4款の衛生費、第4目斎場費につきましては8,723万4,000円増額補正いたしまして、補正後の額を2億2,589万2,000円としたいものでございます。これは、人件費に加えまして、現斎場で使用いたします燃料単価の値上がり等による燃料費119万6,000円の増額、また新火葬場建設事業の中で新火葬場建設設計業務及び火葬炉設備設置工事の契約締結に伴う減額、また敷地造成測量業務、敷地地質調査業務が他の調査データを活用できたことから、これらの業務委託の減額合わせまして1,583万円、そして現斎場及び市営馬場解体に伴うアスベスト調査といたしまして、新たに26万3,000円の増額、そして市営馬場移転に伴います補償費用としまして1億134万9,000円の増額をさせていただきたいものでございます。この市営馬場の移転補償費は、当組合から秩父市にお支払いするものでございまして、積算に当たりましては現市営馬場を複成、要するに復元する費用でございます物件補償額をコンサルタントに依頼いたしまして、算出いたしました金額が5,476万1,000円に移転先の土地事情等により、どうしても最低限必要な造成費と建築費の4,658万8,000円を加算した金額ということでございます。秩父市では、移転先の場所の選定に当たりまして、大変な努力をしていただきまして、造成費も余りかからない羊山公園、芝桜の丘の隣接地を選定いただき、さらに建設コストの削減にも努めていただきましたが、どうしてもやむを得ない造成費等がかかることから今回のこの補正予算額となった次第でございます。

第4款の衛生費、第2目クリーンセンター費につきましては23万7,000円を増額補正いたしまして、補正後の額を20億3,317万1,000円に、第3目環境衛生センター費は58万4,000円減額補正いたしまして、補正額の額を1億4,190万7,000円としたいものでございます。環境衛生センター費では、電気料の値上げに伴い、光熱水費を60万円増額いたしまして、廃乾電池処理業務の委託数量が当初見込んでいたものより少なくなったため、これを減額しまして、光熱水費の増額分に充てたいものでございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。第5款消防費、第1目常備消防費につきましては551万円の増額補正でございまして、補正後の額を18億5,945万6,000円としたいものでございます。これは、人件費増額のほか、第18節の備品購入費をタブレット端末の整備事業費確定によりまして、40万7,000円を減額したいものでございます。

第7款諸支出金、第1目公共施設整備基金費につきましては4万4,000円増額補正いたしまして、 補正後の額を208万2,000円としたいものでございます。同基金の利子増額分を積み立てるものでご ざいます。

第8款予備費、第1目予備費につきましては1億19万5,000円増額補正をいたしまして、補正後

の額を1億9,418万1,000円としたいものでございます。歳出合計で、歳入合計と同額の1億9,327万4,000円の増額補正となるものでございます。

以上で議案5号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(落合芳樹議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時58分

議長(落合芳樹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第5号についての質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、富田能成議員。

9番(富田能成議員) 12ページ、13ページ、斎場費について2点質問させていただきます。

まず、13節委託料なのですが、先ほどの説明の中で他の調査データを活用できたので、不用になりましたという説明をいただいたのですが、この他の調査データというのを少し詳しく教えてください。これ1点目です。

2つ目なのですが、22番の補償、補填及び賠償金、市営馬場移転補償金1億134万9,000円なのですが、これは秩父市に支払うということで、売り主の代表が管理者の久喜管理者で、買い主のほうも秩父市長の久喜市長ということで、それに係るということですので、客観的に価格等の説明はつかなければいけないという取引になると思いますので、もう一度この内訳ですね、先ほど説明いただきましたが、どういうことで、どういう形で客観性を確保しているのかというところをもう一度教えていただければと思います。

以上、2点です。

議長(落合芳樹議員) 参事。

(飯島起也参事兼業務課長登壇)

飯島起也参事兼業務課長 それでは、富田議員の質問に答弁させていただきます。

第5回補正予算書の12、13ページの新火葬場建設に伴う委託料の中の測量関係の関係で、他のデータが使われたから、測量等の契約を行わなく削減したということの根拠ですけれども、この基本設計が決まりまして、本格的に新火葬場の建設に取り組み始めたときに、新火葬場建設敷地測量業務の委託を行いました。それにあわせて用地の確定の調査も行いました。その時点では、今後真北測量、高低測量あるいは地質の調査等がございまして、その予算とすることでとっておきましたけれども、プロポーザルを行い、梓設計と設計契約を結んだ後に協議をした結果、この敷地測量業務

を行った内容を見て、その中で真北測量とか高低測量も入っているということで測量する必要はございません。また、地質調査については、設計業務の中で梓設計が行いましたので、この点について、業務委託をして、測量あるいは調査をする必要がなくなりましたので、削減をさせていただきました。

続きまして、馬場移転の内訳でございますけれども、当初広域組合としては物件補償のもとにこれも市営馬場物件調査積算業務委託ということで契約を行いまして、積算業務を行った結果、現在の市営馬場を移転するのにおおむね5,500万円程度かかるだろうということで、6,000万円ということで予算を決めておりましたけれども、実際にこの補償額というのは移る場所がどんなところでもそこでかかる工事は特にその補償額には入れないで、ただ現在ある同程度のものを新しい場所につくった場合、基本的にこの程度かかりますよというのが補償積算額ということで約5,500万円、予算で6,000万円をとっていたわけですが、新しい市営馬場が羊山公園に決まったというところで、ここで実際に羊山に市営馬場が移ることで具体的に設計を始めましたら、やはりそこでは造成工事あるいは周辺の整備工事等がございまして、実際の工事費が1億3,500万円程度かかるということになりました。

そして、その中で組合としては、市営馬場を移転しなければ、新火葬場の工事に着工できない。特に市営馬場の移転が来年の3月31日ということで、秩父市のほうにお願いしてありまして、そのためには新年度、あと少しですけれども、新年度に入りまして、早々には工事契約を締結し、その後速やかに着工しなければ、来年度の3月31日までには現在の市営馬場を新火葬場建設のため明け渡すことが非常に厳しいという意見もございまして、そういうことを考え、また秩父市で市営馬場の移転に対しまして、目に見えない負担、例えば乗馬連盟等の交渉あるいは新移転先の、現在は市営馬場です、羊山公園ですけれども、その前は幾つか候補も上がりましたけれども、そういうところの、新建設地を予定するまでの交渉、いろいろと難しい課題がありまして、それを一つ一つクリアしてきたという目に見えない負担を考えていきますと、やはりこの金額もやむを得ない金額かなというところで、今回補正でお願いしてあります広域組合の負担額ということで、1億134万9,000円という金額で今回補正をお願いする金額となりました。

補正額の詳細は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(落合芳樹議員) 9番、富田議員。

9番(富田能成議員) 13番の委託料は了解です。

22番の補償、補填及び賠償金のところは、価格の査定に関しては、第三者が査定をしているという理解でよろしいですね。第三者が入って、第三者が査定をしている価格であって、それが客観的であり、かつ妥当であるという理解でよろしいかどうか。その第三者というところも含めて少し詳しくお答えください。

議長(落合芳樹議員)参事。

(飯島起也参事兼業務課長登壇)

飯島起也参事兼業務課長 回答が不足して大変申しわけありませんでした。

この移転補償費につきましては、この積算につきましては、市営馬場物件補償積算業務ということで、南建設初め、何社かの見積もりで入札を行いまして、その結果南建設と契約をいたしまして、南建設のほうで埼玉県の補償基準をもとに算出していただいた金額でございます。

以上です。よろしくお願いします。

議長(落合芳樹議員) 他に質疑ございますか。

6番、出浦章恵議員。

6番(出浦章恵議員) 6番、出浦です。

今の馬場の関係について、私も1点伺いたいのですが、新しくできる馬場についてはどんなふう になるのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長(落合芳樹議員)参事。

(飯島起也参事兼業務課長登壇)

飯島起也参事兼業務課長 出浦議員さんの新しい馬場の設計についての質問にお答えさせていただきます。

新しい馬場は、今説明いたしましたとおり、羊山に建設を予定しておりますけれども、この羊山 は現在の市営馬場の秩父斎場の奥にある市営馬場との環境とは大分違いまして、現在は夜間になる とほとんど人が来ないというような状況でございますけれども、羊山公園となりますと観光シーズ ンになると多数の方が観光で見えたり、あるいはそれ以外のシーズンでも地元の方が散策に来たり と、今まで以上に多くの方が馬場の周辺に見えることが予想されておりまして、その中ではやはり 規模的には現在の馬場と同程度のものを予定しておりますけれども、今お話ししたとおりの羊山公 園の環境を考えますと、セキュリティーの問題が重要視されています。また、同等に新しい施設に なりますので、より一層自然の環境を保護するような施設でなければならないというところがござ いまして、建物としては基本的には管理棟や厩舎棟、馬場つなぎ置き場あるいは馬糧倉庫、馬の餌 の倉庫あるいは馬ふんを置く置き場とかカーポートとか、今あるような施設をつくりますけれども、 例えば厩舎、馬のいるところですけれども、今は開放型になっておりまして、ちょっとした扉がつ いていまして、下と上、頭、顔が見えるし、人の足は見えますけれども、そのような厩舎ですと、 今のような羊山ですといたずらをされる可能性があるというところで、やはり外から中に手が出せ ないような、いたずらされないようなということで、各馬がそれぞれつながっている、囲ってある 中に建物の中に廊下、通路をつくりまして、その左右にうまやを置くような形で、1つの建屋の中 にそのような管理をするということで、セキュリティーとかそういう問題で若干そういう意味では 大きくなっているところがございます。羊山公園ということで、また新しい市営馬場ということで 環境に配慮しなければならないということで、以前よりもより規模の大きい浄化槽も取りつけなけ

ればならないと、そういうことで現在の規模等を運用していくためには現在の規模と同規模程度ですけれども、環境あるいはセキュリティーを考えた中で設備が今より大きくなっているというというか、ような設備がふえているというところでございます。そのため、金額が若干ふえたということになっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長(落合芳樹議員) 6番、出浦議員。

6番(出浦章恵議員) 6番、出浦です。

今の関係なのですけれども、当初管理者からはホースセラピー的な、そういうものもやっていく というような発言があったかと思うのですが、その辺についてお聞かせいただければ伺いたいと思 うのですが。

議長(落合芳樹議員) 事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

管理者のほうでホースセラピーといった観光的な利活用等の市営馬場の運用等を考えていきたいというような話があったようでございまして、これについては乗馬連盟とも市のほうで協議いたしまして、より多くの方に利用できる施設のように運営していただくようにお願いしてまいりたいというように思っております。

以上です。

議長(落合芳樹議員) 他に質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6番、出浦章恵議員。

(6番 出浦章恵議員登壇)

6番(出浦章恵議員) 6番、出浦章恵でございます。

議案第5号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回)につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

この予算は、残念ながら消費税増税をそのまま受けた予算となっております。ですから、賛成は できません。反対します。

反対理由を述べます。日本共産党は、アベノミクスの危険な暴走を許さないという立場です。消費税増税を中止するよう求めております。安倍首相を初め、増税勢力は社会保障のためとか財政のためとか言いますけれども、この口実はことごとく崩れてきていることは明らかです。社会保障は、大改悪が社会保障と同時に進められようとしています。財政のためと言いながら、消費税増税を当て込んだ自民党型ばらまき財政が進んでおります。そもそも今消費税を増税すれば、景気を悪化させ、国民の所得、企業の利益が減れば、税収全体が減っていくことは目に見えています。1997年の消費税増税のときに、消費税の税収はふえましたが、法人税や所得税などのほかの税収がそれを上回る減収になり、税収の総額は90兆円から76兆円に14兆円も減っております。この数字は、1996年と2010年度の比較ですが、この歴史的事実こそ今直視すべきなのではないでしょうか。

私たちは、ただやみくもに反対をしているのではなく、消費税増税に頼らない別の道でやっていけるという社会保障の財源を確保し、財政危機を打開する道をきちんと提案をしています。税金は、所得や資産など、能力に応じた負担の原則で集める、税制のあり方を応能負担の原則に立って改革をすべきだと考えます。社会保障の財源は、国民全体が力に応じて負担をしていくことが必要です。しかし、現在の税制には富裕層や大企業が恩恵を受ける特別の減税制度があり、所得が1億円を超えると所得税の負担率が下がる。法人税の実質負担率は、大企業は10%台で、中小企業の負担率より軽いという逆転現象が起こっているのが問題なのです。一番力のある人たちがその役割を果たしていないということなのです。この不公平税制を改革しなければならない、これが最優先の課題であります。

次に、国民の所得をふやす財政の立て直しで財源を確保する税財政改革であります。これだけでなく、税収そのものがふえていくような経済の改革で財源の確保をすることも必要だと考えています。7割を超える中小企業が赤字で、法人税を払えないとか、国民の所得が減り続けるという状況を改善しなければ、財政再建もできません。賃上げを初め、国民の所得をふやすデフレ不況の打開策は財政再建のためにも必要なのです。この2つの改革は、相乗効果を発揮して、応能負担の原則に基づく税制の改革は消費税増税と違い、景気回復に打開を与えないのです。逆に、経済がよくなればなるほど、税収はもちろんふえていきます。そして、さらにその再配分を通じて、消費と需要を活性化することができるのです。

以上申し上げまして、反対討論を終わりたいと思います。

議長(落合芳樹議員) 他に討論はございますか。

5番、江田治雄議員。

(5番 江田治雄議員登壇)

5番(江田治雄議員) 5番の江田治雄です。この補正予算に賛成の立場から討論に加わりたいと思

います。

諸問題、いろいろありますけれども、やはり広域行政を円滑に運営するために必要な処置である と思います。よって、賛成者として討論に加わりました。

以上です。

議長(落合芳樹議員) ほかに討論ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(落合芳樹議員) 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) 次に、議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第6号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算につきま してご説明申し上げます。

平成26年度予算編成に当たりましては、組合を構成する市、町におきまして、厳しい財政状況が続く中で構成市、町の負担金が主たる財源でございます本組合の財政面におきまして、こうした市、町の財政状況を十分に認識しまして、歳出の削減または抑制に努めることといたしました。その中で、本組合では管理者のご挨拶にもありましたように新火葬場建設事業、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、消防救急デジタル無線整備事業、消防分署統廃合事業の組合の4大事業として位置づけまして、昨年度に引き続きまして、重点的な予算配分を行いました。これらの事業実施によりまして、構成市、町の財政負担が増加いたしますことから予算要求に当たりましては、4大事業に位置づけるもの、また人件費及び公債費を除きまして、消費税増税分を見込んだ上で前年度予算額に対しまして1%削減を目標とすると、さらには4大事業及び義務的経費を除く経常経費に係る市、町負担金は前年度予算額に対しまして、1%削減となるよう調整するというような目標を立てまして、予算編成を行いました。この結果、平成26年度予算総額を40億6,787万1,000円、前年度予算額に対しまして、8億9,695万1,000円の減額、率にいたしまして18.07%の削減としたところ

でございます。なお、市、町負担金につきましては24億6,785万円で、前年度予算額に対しまして、5,949万9,000円、率にいたしまして2.35%の減額となっております。平成26年度予算に占める4大事業関連の予算額は12億3,865万6,000円で,予算総額の30.45%となってございます。

それでは、お手元の予算書3ページをお開きください。第1条に定めるとおり、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ40億6,787万1,000円としたいと存じます。内容につきましては、歳入歳出 予算事項別明細書でご説明申し上げます。

14、15ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款の分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の10の負担金の金額の合計でございまして、24億6,785万円で、前年度と比較いたしまして5,949万9,000円の減額、率にいたしまして2.35%の減となっております。歳入全体に占める割合は60.67%でございます。負担金明細書は、予算書の47ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、第2款の使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料は1,263万9,000万円で、これは火葬場、霊柩車使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億3,462万3,000円で、主なものはごみ処理施設持ち 込み手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料でございます。

第2目の消防手数料は123万4,000円で、危険物や火薬類煙火消費手数料でございます。なお、本年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴いまして、手数料、使用料の公共料金の取り扱いにつきまして、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処するよう、県を通じまして通知を受けておりますが、ごみ処理手数料、特に有料指定ごみ袋手数料につきましては、平成23年4月に大幅な値下げを行ったこともありまして、今回は転嫁しないで、消費税率が10%になるときに改めてまた検討してまいりたいと考えております。また、火葬場、霊柩車使用料につきましては新火葬場の供用開始の際にまた改めて検討したいと存じます。

次に、第3款の国庫支出金、第1目民生費国庫補助金は障害程度区分認定等事業費補助金でございます。

第2目の衛生費国庫補助金は2億3,299万9,000円で、秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事に係る補助金でございます。

第3目の消防費国庫補助金は4,490万円で、消防西分署庁舎建設に係る補助金でございます。木造公共施設整備に対する補助でございます。

次に、第4款の財産収入は第1目財産貸付収入153万9,000円と第2目利子及び配当金170万円で ございます。

第1目第1節土地貸付収入及び第2節建物貸付収入は、秩父環境衛生センター内に秩父リサイク ル事業協同組合に貸し付けております土地、建物並びに東京電力高圧鉄塔に係るものでございます。 利子及び配当金は、公共施設整備基金の運用に伴うものでございます。 16、17ページをお開きください。同款第2項の財産売払収入は、秩父クリーンセンターの鉄スクラップ売却代金でございます。

次に、第5款の繰入金、第1目基金繰入金は2億6,117万6,000円でございまして、公共施設整備基金から新火葬場建設並びに秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事の一般財源相当額を繰り入れるものでございます。新火葬場建設事業費に2億427万8,000円、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事に5,689万8,000円を充当したいと存じます。

次に、第6款の繰越金は1億5,000万円でございます。これは平成25年度予算の予備費、現計予算額の不用額を新年度の繰越金としまして計上いたしまして、歳入財源とさせていただくものでございます。

次に、第7款の諸収入、第1項組合預金利子は30万円で、これは余裕資金の運用に伴うものでございます。同款第2項雑入は5,051万円でございます。主なものは、説明欄に記載がありますように有価物売却代でございます。

次に、第8款の組合債は6億830万円で、これは西分署庁舎建設、消防救急デジタル無線整備事業並びに消防自動車整備、さらには秩父クリーンセンター基幹的改良工事に係る一般単独事業債を予定しております。なお、消防救急デジタル無線整備事業、消防自動車整備事業のうち施設整備分並びに秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の組合債につきましては、元利償還金に対しまして、地方交付税算入措置が行われるところでございます。

次に、18、19ページをお開きください。歳出に移ります。まず、第1款の議会費につきましては 281万円でございまして、これは議員報酬や調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでござい ます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億1,174万8,000円でございまして、前年度と比較いたしまして、319万5,000円の減額となります。職員11人分の人件費が主なものでございまして、その他各システムの維持管理費等に係る費用でございます。

20、21ページをお開きください。第 2 目の公平委員会費は 4 万8,000円でございます。第 2 項の監査委員費は 18 万9,000円でございます。

第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,616万3,000円でございます。これは、介護認定審査会委員の報酬や職員人件費、審査会システム使用料、ネットワーク通信代などが主なものでございます。

22、23ページをお開きください。第2目自立支援審査会費は1,120万5,000円でございます。これは、自立支援審査会の委員報酬や職員人件費が主なものでございます。

次に、第4款の衛生費、第1項保健衛生費の第1目結核予防費は1,830万1,000円でございます。 この事業は、圏域住民を対象といたしましたエックス線検診車によります撮影業務やフィルムの読 影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しているものでございます。 次に、第2目循環器検診費は731万5,000円でございます。この事業は、圏域内市、町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務をやはり秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は5,523万1,000円でございます。これは、休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所や在宅当番医制、小児初期救急運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施しております委託料2,027万1,000円と2次救急医療体制として、年間を通じまして毎日の夜間及び日曜日、国民の祝日等の救急患者の受け入れ態勢を整備するため、病院群輪番制度へ参加する3病院、秩父市立病院、秩父病院、皆野病院への補助金、3,496万円となっております。

次に、第4目斎場費は2億8,481万円でございます。これは、現秩父斎場の管理運営に係る経費及び新火葬場建設に係る経費でございます。新火葬場建設事業につきましては、平成25年5月に2カ年継続事業により建築設計業務委託契約を締結いたしまして、基本設計につきましては議会のご意見等を伺いながら現在取りまとめを行ってまいりました。平成26年度では、実施設計を作成した後、年度内の入札、工事請負契約の締結を経て着工したいと考えております。本年度予算では、新火葬場建設設計業務委託料、新火葬場建設工事監理業務委託料、火葬炉設備工事、新火葬場建設工事、土地購入費、市道中央79号線道路改築工事負担金等を計上させていただきました。新火葬場建設工事につきましては、平成26年度を初年度とする3カ年継続費を設定させていただきました。

恐れ入りますが、6、7ページにお戻りいただきたいと存じます。第2表の継続費でございます。 新火葬場建設工事費の総額を18億3,818万1,000円、平成26年度の年割額が1億2,719万円、平成27年 度年割額16億360万1,000円、平成28年度年割額1億739万円としてございます。この予算は、工事 請負費と工事監理業務委託料でございます。なお、新火葬場の基本計画につきましては、全員協議 会で既にご説明してございますけれども、敷地面積は約2万2,800平米、建物は鉄筋コンクリート づくり、一部木造でございます。延べ床面積は約2,800平米、人体炉4炉、動物炉1炉、待合室5 室、駐車場は乗用車92台、マイクロバス5台を計画しております。

平成26年度の新火葬場建設に係るこれらの事業財源につきましては、基金繰入金を充てることとしてございます。なお、平成27年度、28年度で行う建設工事に係る財源の一部に市、町負担金を予定しておりますが、この負担区分につきましては、組合規約によりまして、組合議会で定めることとなっております。この負担区分の決定につきましては、平成26年度中に手続を進めてまいりたいと存じます。

また、恐れ入りますが、24、25ページをお開きください。第2項の清掃費の第1目清掃総務費は5,336万9,000円でございます。主な経費は、有料指定ごみ袋の製作購入費や、同ごみ袋の販売店への収納委託料でございます。

26、27ページをお開きください。次に、第2目のクリーンセンター費につきましては、10億7,193万8,000円で、前年度と比較いたしまして、9億5,379万円の減額でございます。秩父クリーンセンターの運転維持管理補修に係る経費に加えまして、平成24年度から3カ年継続事業で実施しておりま

す秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の経費となっております。

恐れ入りますが、28、29ページをお開きください。平成26年度の改良工事が最終年度となりまして、第15節の工事請負費に4億8,923万7,000円の予算を計上させていただきました。

次に、第3目環境衛生センター費は1億4,447万9,000円で、前年度比346万2,000円の減額でございます。主なものは、職員人件費や廃棄物の資源化に係る委託料などでございます。

30、31ページをお開きください。第4目の廃棄物収集費は1億8,792万円で、前年度と比較いたしまして、1,725万5,000円の減額となります。これは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集業務に係る委託料でございまして、平成25年度に総合評価方式による一般競争入札を導入した結果、委託料を減額することができたところでございます。平成26年度も同一の業者と契約を更新したいものでございますけれども、新たに使用済み小型家電機器、廃蛍光管の40ワットの直管を収集品目に加えまして、不燃ごみの収集日に合わせまして、資源ごみとして無料でステーション収集を開始したいと考えております。

次に、第5款の消防費は19億4,157万8,000円で、前年度比1億393万6,000円の減額でございます。 消防職員数は165人で、平成25年度と同人数でございますが、このほかに再任用の短時間勤務職員 といたしまして、3人の職員を再任用することとしております。職員人件費は、総額で12億2,815万 3,000円となりまして、平成25年度当初予算に比較いたしまして、6,141万1,000円の減額となって おります。

32、33ページをお開きください。第13節委託料に西分署庁舎建設工事に伴う工事監理委託料、消防救急デジタル無線整備事業に伴う工事監理委託料を計上しております。これらの事業は、平成26年度で完了する予定でございます。

34、35ページをお開きください。第15節工事請負費にはただいま申し上げました2つの事業の工事費を計上させていただきました。また、南分署建設に伴いまして、影森の分署庁舎、荒川大滝分署庁舎の解体工事の予算を計上しております。影森分署庁舎は、秩父市と持ち分が分かれておりますので、解体工事費の一部を秩父市でご負担していただくことになっております。第18節備品購入費では、主なものといたしまして、消防自動車並びに山岳、水難等の救助車の購入費を計上させていただきました。現在小鹿野両神分署に配備してございます消防自動車が車両配置後20年を経過しております。これにかわる消防自動車を整備するもので、CD-I型、CAFSといいます圧縮空気を泡にして消火する装置がついている機械でございまして、0.6トンの水を積載できる車両を考えております。また、山岳及び水難事故の増加に伴いまして、現在連絡車を人員及び資機材の運搬に使用しておりますけれども、この車両につきましても20年を経過しておることから、これらの災害に備えまして、雪等にも強い4輪駆動型の救助車に更新整備をしたいものでございます。

36、37ページをお開きください。第6款の公債費でございます。第1目元金は6,752万4,000円で、前年度比1,589万4,000円の増額となっております。第2目利子は2,154万3,000円で、前年度比993万

6,000円の増額でございます。平成26年度には消防本部、分署庁舎建設及び消防車両等の償還に加えまして、平成24年度に借り入れをいたしました秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事に伴う償還が始まるものでございます。

次に、第7款の諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は170万円でございまして、 公共施設整備基金の運用益を全額基金に積み立てるものでございます。

次に、第8款の予備費につきましては3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。 なお、38ページ以降が給与費明細書などでございますが、説明につきましては省略をさせていた だきます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(落合芳樹議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、金田安生議員。

3番(金田安生議員) 16、17ページの諸収入の雑入の中で、有価物売却代というのが4,730万4,000円 ありますけれども、こっちの衛生費のほうかな、これのどれと、イコールにならないと思います、ことしと去年の話だから。項目だけちょっと、どれとどれか、売却代に該当する項目。どれになるのか教えてください。例えば環境衛生センターの28、29ページの委託料のほうの9,299万円ですけれども、廃乾電池処理業務委託料、これなんかもこれをこういう事業を指してこういう売却代が発生するのか。関連をちょっと。

議長(落合芳樹議員) 事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 金田議員のご質問にお答え申し上げます。

この雑入の4,730万4,000円につきましては、28ページ、29ページの環境衛生センター費のその他の財源、6,556万9,000円でございますけれども、この中に全て含まれております。したがいまして、こちらの環境衛生センター費の人件費から委託料等ございますけれども、そういった経費に充当をさせていただいているというご理解でお願いしたいと存じます。

それから、この委託料の中でどれから発生してくるかということでございますけれども、これはここで言いますと30、31ページの廃棄物受入管理資源化業務委託料8,214万円でございますけれども、これがこの環境衛生センターに不燃ごみ、資源ごみを持ち入れまして、そこで選別資源化をして、それで有価物を抽出いたしまして、この4,730万4,000円という雑入が生まれてきているという内容でございます。

3番(金田安生議員) わかりました。

議長(落合芳樹議員) 他にございますか。

8番、木村降彦議員。

8番(木村隆彦議員) 8番、木村でございます。

議長(落合芳樹議員) 専門員。

(梅澤 茂専門員兼管理幹登壇)

梅澤 茂専門員兼管理幹 影森分署の秩父市分と広域分の持ち分でございますけれども、1階につきましては秩父市で所有してございます。2階につきましては、広域市町村圏組合で所有してございます。持ち分ですけれども、全て工事費の中で秩父市分が負担していただく額は約6割という算定になってございます。広域分は、残りの4割を負担、合わせて解体費と計上させていただいております。

以上でございます。

(「下の土地は」と言う人あり)

梅澤 茂専門員兼管理幹 失礼いたしました。下の敷地につきましては、秩父市さんで土地所有者と 土地契約をさせていただいております。

(「両方ですね」と言う人あり)

梅澤 茂専門員兼管理幹 はい、そうです。

8番(木村隆彦議員) はい、わかりました。

議長(落合芳樹議員) 他にございますか。

6番、出浦章恵議員。

6番(出浦章恵議員) 30、31の廃棄物収集費、これの委託料なのですけれども、前年よりも減額がされているわけなのですが、この前にも質問をするときに要望させていただいたのですが、夏場の可燃ごみの収集の回数をふやす、このことについては検討したのかどうか、これは減額がされているわけですから、これをしたというふうには思えないのですが、検討くらいはしたのかどうか、全く考えなかったのか、この点を伺いたいと思います。

議長(落合芳樹議員)参事。

(飯島起也参事兼業務課長登壇)

飯島起也参事兼業務課長 出浦議員さんの収集業務委託料の中の夏場の収集回数をふやす検討をした かというご質問ですけれども、総合評価で委託を出すときには検討いたしましたが、やはり経費の 削減と、あと住民サービスの向上もありますけれども、検討した結果、現状でいこうということに なりまして、現状のままになりました。

以上でございます。

議長(落合芳樹議員) 7番、福井貴代議員。

7番(福井貴代議員) 1点質問をさせていただきます。

31ページですけれども、委託料の最後、家電リサイクル対象品目運搬業務委託料60万5,000円がありますが、これ4月から始まる無償で運搬をしていただく家電リサイクルのことだと思うのですけれども、この費用だけで今回実施ができるという理解でいいのかどうか、そしてこの家電リサイクルについては、これからですけれども、今後いつからなされるのかということについてお聞きします。

議長(落合芳樹議員)参事。

(飯島起也参事兼業務課長登壇)

飯島起也参事兼業務課長 福井議員の今、家電リサイクル関係の質問にお答えさせていただきます。

31ページにあります家電リサイクル対象品目運搬業務委託料60万5,000円、これは環境衛生センターから搬出するための委託料でございまして、各ごみステーションから環境衛生センターに搬入する業務は今出浦議員のほうの質問に答えました収集業務委託料の中に含まれておりまして、このごみステーションから搬出する際の経費は増額はしておりません。

以上でございます。

(「いつから」と言う人あり)

飯島起也参事兼業務課長 あと広報の関係ですけれども、ごみカレンダーを配布するときにチラシということで、各家1軒1軒に合わせて入れる予定でございます。そして、町のほうはもう依頼が済みまして、今これから市のほうにお願いをするところでございます。また、広報にもあわせて掲載をお願いしてあります。

以上です。よろしくお願いします。

議長(落合芳樹議員) 環境衛生センター所長。

(今井祐二環境衛生センター所長登壇)

今井祐二環境衛生センター所長 ただいまの質問の関係ですが、家電リサイクル対象品目の運搬業務ということでございますが、これにつきましては、家電4品目、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の運搬に係るものでございまして、通常電気屋さん等で買いかえの場合には電気屋さんに引き取っていただいているわけでございますが、そういった対象にならないもの、電気屋さんが潰れているとか、あとは引っ越してきて、置いてあったものとかの処分の際に環境センターに持ち込まれるものでございますが、これにつきましては郵便局でリサイクル料を支払っていただいて、家電リサイクル券というものを用意いただきまして、こちらに持ち込んでもらうわけでございますが、その持ち込まれたものの運搬、あと不法投棄の関係があるわけでございますが、不法投棄のものにつきましては、広域で負担いたしまして、リサイクル料を支払い、リサイクル券を用意いたしまして、運ぶわけでございます。これにつきましては、現在の皆野町にあった秩父回収資源という指定引き取り場所が撤退しておりまして、熊谷のほうに運んでいるものでございます。その運搬料になりま

す。

以上でございます。

議長(落合芳樹議員) 11番、大野喜明議員。

11番 (大野喜明議員) 27ページ、節13、一番下のほうでありますけれども、その中の説明欄のところで1号炉及び共通設備法定・定期点検整備業務委託料、その下に2号炉がありますけれども、例年同様の額かと思うのですけれども、この辺の額もとても大きいわけでありまして、この辺のところをちょっと説明いただききたいと思います。

もう一点、35ページ、節の18、備品購入費、先ほどそれの説明欄の山岳救助車、先ほど4輪駆動車ということで、どんなものかなと思って聞いていたのですけれども、4輪駆動車ということであります。その積載がどんなものがあるのか聞かせていただきたいと思います。2点です。

議長(落合芳樹議員) クリーンセンター所長。

(野澤好博クリーンセンター所長登壇)

野澤好博クリーンセンター所長 ただいま大野議員さんから質問のありました秩父クリーンセンター の委託料でございます1号炉及び共通設備法定・定期点検整備委託料並びに2号炉本体設備法定・定期点検整備委託料でございますけれども、これにつきましては、法律により検査が義務づけられ ておりますボイラーとか、あと共通設備にございます各機器の維持管理上整備が必要な重要な機器 の開放、点検、部品交換、清掃及び調整などの点検整備業務を実施させていただいております。金額が非常に大きいわけなのですけれども、これについては焼却炉の根幹をなす部分、基本的な部分を全て行うということで非常に金額が高いということでございます。

以上でございます。

議長(落合芳樹議員) 警防課長。

(赤岩和彦警防課長登壇)

赤岩和彦警防課長 11番、大野議員の質問についてお答えを申し上げます。

山岳救助車の積載品についてのご質問だとお受けします。山岳救助車は、山岳事故発生時におきまして、救助活動に対応するため、バスケットストレッチャー、登降機、山岳用ヘルメット、登山靴、カラビナ、ロープ等、各種山岳救助用資機材を搭載し、活動させる車両でございます。また、運用につきましては、山岳救助だけでなく、夏季における水難救助事故発生時にも積極的に活用したいと考えております。

以上でございます。

議長(落合芳樹議員) 他に質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6番、出浦章恵議員。

(6番 出浦章恵議員登壇)

6番(出浦章恵議員) 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。議案第6号 平成26年度秩父広 域市町村圏組合一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

先ほどの5号で申し上げたのと同様のものでございます。それに、そのほかにつきましては、市 民サービスに欠ける点についてであります。今ごみの問題で発言をしましたが、費用対効果という ことをよく答弁の中では言われまして、前年も費用対効果という点が言われております。市民サー ビスは、費用対効果と並べるものではないと思います。市民サービスの向上に努めていただくこと が広域行政として行うべきものであるというふうに思っております。

以上で討論を終わります。

議長(落合芳樹議員) 他に討論ございませんか。

11番、大野喜明議員。

(11番 大野喜明議員登壇)

11番(大野喜明議員) 11番、大野でございます。賛成の立場で申し上げます。

今アベノミクスですか、今景気が本当にうまく推進しているところであるかと思います。そのアベノミクスをこれからも足を引っ張るようなことでなくて、推進しないといけないのだろう、私はそう思っております。その意味で賛成をいたします。

以上です。

議長(落合芳樹議員) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(落合芳樹議員) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましてご説明申し上 げます。

埼玉県市町村総合事務組合の組織団体でございます彩北広域清掃組合の鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴いまして、同組合規約を変更することにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要があるため、提案させていただくものでございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長(落合芳樹議員) 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(落合芳樹議員) 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長(落合芳樹議員) 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。 これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。 閉会 午後 2時03分 会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。 平成26年2月26日

議	長	落	合	芳	樹
署名	議員	江	田	治	雄
署名	議員	出	浦	章	恵
署名	議員	福	井	貴	代